司法修習委員会(第10回)議事録

1 日時

平成18年1月24日(火)午前10時から午後零時05分まで

2 場所

最高裁判所大会議室

- 3 出席者
 - (委員)大野恒太郎,翁百合,鎌田薫,酒巻匡,相良朋紀,白木勇,高瀬浩造, 高橋宏志(委員長),宮川光治(敬称略)
 - (幹事) 井上宏,大橋正春,小川正持,河本雅也,木村光江(幹事長),黒川弘務,田村幸一,寺脇一峰,戸倉三郎,林道晴,藤原浩,巻之内茂,三木 祥史(敬称略)
- 4 議題
- (1)協議
 - ・ 新司法修習に関する準備状況について
- (2)今後の予定等について
- 5 配布資料

(資料)

- 35 司法修習生に関する規則の一部を改正する規則案要綱(案)
- 36 新司法修習の司法修習生指導要綱について
- 37 選択型実務修習のガイドラインの概要について
- (幹事会関係資料)

幹事会(第11回)議事概要 幹事会(第12回)議事概要

- 6 議事
- (1)委員及び幹事の交替

小貫委員に替わり,大野委員が,大谷幹事,出田幹事,荒井幹事,木村(裕) 幹事,堀幹事に替わり,井上幹事,小川幹事,林幹事,藤原幹事,三木幹事が, それぞれ新たに任命された旨の報告

(2)協議

資料 3 5 ~ 3 7 に基づいて協議がされた(資料 3 5 ~ 3 7 の内容については, 木村幹事長及び林幹事から適宜説明がされた。)。

ア 資料35について

(大野委員)

裁量的罷免事由について,現行規定を整理して,カバーできているかどうか明らかではなかった点を含めて明確化するとの趣旨は理解できたが,例えば,修習を継続することが不相当であるとか,品位を辱める行状があったかどうかという点について,司法修習生の側に不服があった場合にはどのような対応があるのか,また,その検討はどのように進められているのか。

(林幹事)

罷免事由の規定については,司法修習生の身分の得喪にかかわる事項であり,従前から,その適用に当たっては十分に調査をした上で,必要があれば当該司法修習生と面談するなどしてきたし,今後もこの規定の適用に当たっては,同じように事前調査,当該司法修習生からの事情及び意見の聴取等の手続をとって慎重に行っていく。

罷免された司法修習生に罷免事由の有無等について不服があっても,不服申立手続を規定したものは存在しない。ただし,司法修習生の身分の得喪にかかわる事由であり,修習を続けることができなくなるという効果がある関係上,罷免の決定後に,例えば公務員法上の公平審理のような不服審査ないし再審査手続のようなものを設けるのか,あるいは罷免に処分性があることを前提とした行政訴訟の手続にゆだねるのかどうかが考えられる。司法修習生に対する罷免自体が最高裁の決定によっていることもあり,司法修習生の

身分の特殊性ということもあるので、このような特質や性質を勘案しながら、不服申立手続につき検討を続けていきたいと考えている。現段階では、その検討の方向性を具体的に申し上げることはできないが、結論が出た段階で何らかの形で委員会に報告したい。

(酒巻委員)

これまでに,罷免された司法修習生が法律上の不服申立を行った例はあるか。また,林幹事の説明の確認的なものになるが,規定がないとなれば,国家公務員が罷免された場合と同じような手続になるのかと思っていたが,それは検討中であると理解してよいか。

(林幹事)

過去の先例については、記録の保存期間の関係があり全ては把握しきれなかった。ただし、過去には、例えば病気によって罷免された者については、その病気が治り修習に耐えられるということになれば、再度修習を開始することについては何ら問題がないため、再採用をした例は結構あるようだ。また、いわゆる非違行為を起こした司法修習生を罷免した後、社会的にも許される期間が経過したというようなことだと思うが、再採用して修習を終了したというケースもあるようだ。このように、従前は、罷免されても、再採用という形で対処してきた面がある。このようなことから、行政訴訟等が真剣に議論された形跡というのは、調査した限りでは確認できなかった。今後、司法修習生が増えると、残念ながら罷免が問題になる者も増えることも考えられる。一方、行政事件訴訟法等も改正され、その不服申立に関する規定が整備されつつあるという状況もある。司法修習生の身分の特殊性を踏まえつつ、不服申立手続の要否、そして必要とされる場合いかなる手続が妥当かといった点を検討し、早急にその結論を出していきたいと考えているところである。

(酒巻委員)

これは質問というより意見であるが、罷免後の手続の検討ももちろん必要であるが、仮に罷免事由に該当するような事案が生じた場合には、決定をする前の十分な調査や相手方の言い分を聞く機会を設ける等の手続を整備する等、決定に至るまでの手続を慎重にするということがより重要なことではないか。

(翁委員)

罷免という措置の前の段階で,例えば厳重注意等の手続は既に導入しているのか。

(林幹事)

指摘のとおり、司法修習生についても非違行為の内容や程度に応じて厳重注意、注意、さらに事実上の注意というような形で非違行為に対処している。それらの措置をする前には、司法研修所で修習中の場合には同研修所において、実務修習中の場合には配属庁会において、事実関係等を調査し、その過程で司法修習生本人の言い分もしっかり聞いている。非違行為の内容や程度に応じて、まずそのような注意処分で対処できないかどうかを考えることになる。事案として特に多いのは交通違反である。また、残念ながら、酒を飲みながら暴言を吐いたとか、人に嫌な思いをさせたというような非違行為もある。たとえば、交通事故であれば、物損であるか人損であるのか、あるいは相手方と損害について話し合いがついているのかどうかといったことも勘案しながら、事案に応じて注意処分をしている。この注意処分によって対処している例が大多数だと思う。罷免規定を改正した後においても、まずは注意処分によって対処できる事案かどうかを検討することになるだろう。

(宮川委員)

弁護士の場合は、品位を失うべき非行があったときは、懲戒を受ける。懲戒には四種あり、戒告、2年以内の業務停止、その上が退会命令、更にその上が除名である。司法修習生の罷免は退会命令、除名に相当する処分である

と思う。司法修習生による品位を辱める行状,修習の態度の著しい不良には 程度の差があると思うが,弁護士の懲戒のように,程度に応じた段階的な処 分を制度として検討するべきではないかと思う。

(高瀬委員)

今の議論の中で,再採用が現実にあるという話には違和感を感じた。罷免された司法修習生が不服を申し立てて,司法修習生の意見が認められるというのと,今まで行われていた再採用とは多分かなり違う性格のものだと思う。今の罷免という制度の枠組みの中ではこのような方法しか採れなかったという話があったが,昭和23年に規定されてから随分時間がたっているわけで,その中で罷免というものをもう一回見直す必要があるのではないかと思う。今出てきた意見の大半は,今の枠組みの中でどうだという話であったように思うが,第1項,第2項はかなり意味合いも違うものであるし,場合によっては再採用の可能性が最初から残っているというのであれば,罷免という制度だけでこれをひとくくりにするのは無理があるので,罷免以外の何かで再検討されるのが望ましいのではないかと思う。

(相良委員)

現状では、法律上罷免しか設けられていないことを前提とした規則ということでこのような形になっているが、これまでの約60年間問題なくきている理由として、一つはその行為の軽重を見ながら段階的な処分を行ってきたという点がある。そして、再採用で1年で復帰できる場合というのは、不服があったからということではなく、実質的には1年間の停止というような考え方を加味して復帰させているというような運用があり、それはそれで特に問題にされてこなかったということである。そして、罷免については、非常に厳格な運用をやっていたこと、また、司法修習生の数も少ないということでほとんど事例もなかったことがある。今後、急激に司法修習生数が増えるため、この機会に制度の整備をしようということで、さらなる検討結果は委

員会に報告しようと考えている。今の高瀬委員の指摘のような,法律にさか のぼった検討をしなければいけないかについても考えていきたい。

(高橋委員長)

私の属している大学では、学生は退学、停学、譴責という段階になっており、退学命令が出ても反省の念が顕著であれば再入学を認めるということをやっている。私の関係する学部でも、試験のカンニングで退学がときどきあるが、反省の念が顕著であれば大体1年で再入学を認めている。司法修習生の場合は、そのような停学とか譴責とかの制度が裁判所法にはないということになる。しかし、司法修習生が停学や給与の支給額を10分の1減額というのも何か違和感がある。委員からいろいろと指摘のあったように抜本的な見直しの必要はあるように思う。

貴重な意見, 抜本的な見直しの方向性も示していただいたが, そのことは 法律事項にも関わることなので, 今日の議論は, 短期的な規則の一部改正に ついてとしたい。

第 5 条関係については,条文の書き方の慣行上このような書き方を従来からしてきたし,今回もこのような改正でどうか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

第6条関係であるが,45日間の欠席について正当な事由があれば修習したものとみなされるという規定である。修習期間が2年のときは90日であったという経緯からすればこのようになるかと思うがどうか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

第18条の罷免の規定についてであるが、先ほど指摘があった点については今後検討するとして、若干不透明であったところを整理した今回の改正要綱案についてはどうか。依願退職制度が法律にはないため依願罷免という定義矛盾かもしれないことになっているがこれはやむを得ないということである。

司法修習生の地位にかかわる重要なものであるが,条文の構成,表現としてどうか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

施行期日、経過措置等の廃止等についてはどうか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

それでは,資料35については了承し,細かい条文化の作業は最高裁判所 及び司法研修所に任せるということでよいか。

(出席委員全員)

了承

イ 資料36について

(酒巻委員)

2ページの3(1)ウ(ア)の「できるだけ多数で多様の事件を修習することができるようにする。」の部分だが、従来に比べて実務修習の期間全体も、そして各分野の期間も短くなるということを考えると、できるだけ多数というのは一般論として無理があるのではないか。一方で、単純な事件を多数こなしたからといって実務教育として意味があるとも思われないので、多

数という表現はやや無理があるような気がする。

また,集合修習についての5ページの3(5)イ(エ)「刑事共通」の共 通科目について,具体的に想定しているものがあれば聞きたい。

(鎌田委員)

酒巻委員同様,多数という表現は誤解を生むのではないかという印象を受けた。最後の2か月間で多数で多様の事件を修習するというのが果たして有効な修習かどうか疑問がある。従前の議論の経緯を考えると,司法修習生一人一人がたくさん修習するということよりも,分野別実務修習のメニューとしてできるだけ多様なものを用意して,その中からいろいろなものを選べるという制度づくりをするというのが全体の議論の流れだったと記憶している。

(林幹事)

できるだけ多数で多様と書いたのは、当委員会の取りまとめ等においてもできるだけ十分で多数のという趣旨の記載があったので、それを反映させようとしたものである。一方で、指摘のとおり、期間が短くなる中で数だけこなすというような発想をとったり、多数素材を与えたら消化不良を起こしてしまったりする司法修習生が出るという事態も十分予想されるところなので、数の問題ではなく、内容面においてバランスよく、2か月の期間で可能な範囲で修習させるというところに実質があるということであれば、ただ今の議論を踏まえて若干表現を工夫したい。

(宮川委員)

「多様の事件」も削って、「基本的な能力の養成に焦点を絞り修習することができるようにする」とすればよいのではないか。というのは、3ページの3(1)エ(ア)Aで、「通常第一審事件を中心として実務上比較的多く見受けられる事件を選択して修習させる」とあり、実務上比較的多く見られる不動産訴訟や貸金請求などの基礎的なトレーニングにふさわしい事件を選

択して修習させていくことになるかと思うが、これが多様な事件を修習することができるようにするということとどうつながるのかという疑問がある。 それから、大都会の弁護士事務所は多様な事件を抱えていないので、このような文言があると指導担当者が苦労するのではないか。

(高橋委員長)

宮川委員の具体的な修正の方向の意見についてどうか。

(相良委員)

現実に即した貴重な意見であり、その方向で考えてみたい。

(高橋委員長)

「多数で多様の」という表現に関しては、その方向で考えることでよいか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

酒巻委員から質問のあった,集合修習の刑事共通科目について,具体的な イメージがあれば小川幹事から紹介願いたい。

(小川幹事)

今考えているのは、公判演習としてコンパクトな模擬裁判のようなもの、それから情状関係の演習として、主に検察の立場から重視すべき情状事実、弁護の立場から重視すべき情状事実を1つの素材から取り上げ、更に裁判所の立場でどう考えるか、というようなものである。公判演習の方は、新しい刑事裁判手続として今後裁判員制度が導入され、また公判前整理手続も施行されているので、それらを踏まえた指導をしていかなければならないことから、司法研修所の刑事裁判、検察、刑事弁護の刑事系3教官室で、実際に裁判員制度の模擬裁判を行うことで話がまとまり、準備作業に入っている。実施後はその結果を今後の公判演習等のカリキュラムや司法修習生の指導に生かしていきたいと考えている。

(酒巻委員)

刑事裁判のやり方が裁判員との関係で極めて大きく変わる予定であり,まずはシミュレーション等を司法研修所で行い,それを新しく育っていく法律家に伝授していくことは非常に重要なことだと考えている。よろしくお願いしたい。

(高橋委員長)

他の点についてはどうか。

(翁委員)

1ページの2「総則について」の(1) には、法曹倫理について記載があり、それは多分全体としてのことなのであろうが、具体的に見ていくと、分野別実務修習については、2ページの3(1)工で裁判官、検察官、弁護士としてのあり方、心構えといったマインドの面が書いてある。一方で、選択型実務修習というのは恐らくスキルの面を強化することが多いと思うが、最後の集合修習にはマインドの面について、具体的に書いておらず、どう位置付けられるのか分かりにくい。例えば、民事弁護では、弁護士の使命・職責、弁護士倫理の重要性というのを改めて書いてあるが、刑事のところには何も書いていない。国民から見れば、法曹倫理というものを最終的にきちんと修得した上で法曹になってもらいたいという認識があると思うが、具体的にそのようなことは織り込み済みで書かれているのか、どのように理解すればよいのか分かりにくい。

(林幹事)

指摘のとおり、この指導要綱は「スキルとマインド」という表現自体は使っていない。ただ、その実践に相当する部分については、1ページの総則、一番冒頭のところの司法修習の意義・理念のところに明確に記載している。1ページの2(1)の部分、この幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的問題の解決のための基本的かつ汎用的な技法、これがいわばスキルに

対応するものであり,思考方法という部分と の法曹としての高い識見と法 曹倫理を含む職務意識,法曹としてふさわしい品位,社会的使命,これがマ インドに相当することになる。このように指導要綱を貫く総則の部分におい て位置付けたということになるので,各論的な部分に相当する実務,集合, いずれもこの基本的なスキルとマインドの取得を目指していくもの,これが 司法修習だということは明瞭になったと考えている。各論的な部分について それを繰り返すかどうかという点は,各教官室の議論によるところがあり, このような表現になった。2ページ以下の「実務修習について」には,実務 修習における非常に重要なところとして、スキルに相当するもの、あるいは マインドに相当するものを全国の実務庁会に意識してほしいという趣旨で記 載した。集合修習については,このようなことを繰り返す形にはなっていな い。ただし,4ページの3(1)にあるとおり,集合修習というのは実務修 習を補完し,実務の標準的知識,技法の教育を受ける機会を与えるとともに, 実務知識や技法を習得させるということで,スキルに相当する部分がかなり 強調されているとは思う。さらに,集合修習の位置付けというのは実務修習 を補完するものであること、総則というのは実務、集合を通ずる共通理念と いうことになるので,表現として確かに多少異なっている部分はあるかと思 うが、それは各教官室それぞれの思いなどの積み重ねによってこのような形 になっている。基本的なスキルとマインドが修習全体の指導理念になってい るというところは,総則によって十分に表現されていると考えている。個々 的な表現はその総則を踏まえた形で、それぞれの部分で必要な限度で記載が されているのであり,決してマインドをおろそかにするという発想では全く ないので、表現としてはこれで御理解いただきたい。

(翁委員)

読む側から見て,民事の弁護のところだけ,民事共通のところだけに法曹 倫理ということが書いてあるのは,やはりやや違和感があるという印象であ る。

(高橋委員長)

他の委員も翁委員の意見に同意するということであれば,具体的な表現は任せるとして,もう少し工夫してもらうということになるか。

(高瀬委員)

2ページの2(5)の成績評価について,四つの評価対象が書かれているが,これは全部スキルであって,マインドは評価しないことになっている。マインドについては前述の罷免の部分でカバーしようということなのかと思うが,この成績評価の中でマインドはどのような扱いになるのかということは議論しておく必要があろうかと思うが,どうか。

(林幹事)

指摘のとおり、成績評価の基本的評価の点では四つの能力を観点にしている。マインドに相当するいわゆる倫理観、使命感といったものは、法曹として必要なのは当然の前提であるが、能力というよりはむしろ法曹一般の適性にもさかのぼる問題と考える。そのような適性がない人については、この四つの能力の評価の観点以前の段階として、法曹としての適性としてどうなのかという形で評価されることになるだろう。また、委員会の中でもスキルとマインドというものはいわば分かちがたいものとして指摘されているところであり、マインドに相当する倫理観、使命感の有無や軽重等は、おのずから修習の結果として現れてくるものと考えられる。具体的な評価の観点というのはこの四つの能力を中心に展開していくが、それとは分かちがたいものとして倫理観、使命感等のマインドの部分というのは、大前提として評価され、それが反映された形、つまりマインドが欠けるような者については、法曹として適格がないという評価になっていくと考えている。

そのような意味で,スキルとマインドは不可分のものとして私どもは理解 しており,しかもその法曹一般の適性が,大前提として問題となるのだとい う意識を持った上で,この要綱は作成されているということを御理解いただ きたい。

(宮川委員)

現在弁護実務修習では、成績評価の評価基準というのを立てていて、そして5段階評価している。その評価項目が東京弁護士会の評価項目では7つあり、1が人権感覚と正義感、2が修習態度、3が良識の程度、4が法律知識の程度、5が事実把握と法律構成能力、6が表現力、7が事務処理能力である。そして、これらを5段階評価して総合点を出すということを個別指導担当弁護士に求めている。これはスキルとマインドを区別して評価しているのであるとみることができるが、もう何十年も実務ではこうした方法で評価してきている。今後はこれが変わるということになるのか。

(相良委員)

正義感も段階をつけた評価をするのか。

(宮川委員)

人権感覚とあわせて 5 段階評価をする。司法修習生一人一人を見ていると, 正義感にも,差異,程度の差がみられる。

(相良委員)

正義感に問題があるという指摘を受ける者は確かにいるが,正義感が優であるとか良であるというのは,少々違和感がある。

(宮川委員)

確かに、そういう意見もある。倫理観というものを段階評価できるかについて、同様な意見がある。法科大学院の法曹倫理の科目で成績評価をするときに、合格か不合格かのどちらかでよいのではないかとする教員もいる。しかし一方では、ペーパーテストをすると、倫理マインドとその知見については、これは的確に段階評価できるということで、各法科大学院すべて段階評価をしていると思う。したがって、5段階のような細かい段階評価は別とし

ても,マインドに属する事柄が必ずしも段階評価になじまないものではない と思う。

(林幹事)

弁護士会で運用実績のあるものが、的確に司法修習生の評価ができているということであれば、もちろんその運用を続けてもらうことになるだろう。あくまでも要綱は標準的に求められている指導の理念であるから、これを踏まえた形でどのように展開させていくかは、教官室でももちろん議論していくことになるだろうし、各配属庁会でも議論になると思う。ただし、マインドの評価については、各配属庁会の指導担当者との協議会、特に弁護分科協議等にも参加して意見を聞いたところでは、それは評価の前提であるという意識は共通だが、それをどのような形で評価したらよいかという点については、やはりこの四つの能力のような形で評価したらよいかという点については、やはりこの四つの能力のような形での具体的、客観的な評価は難しい部分があるのではないか、という意見が多かったと思う。重要なものであることは異論のないところなので、マインドとしての特性を十分踏まえながら、どのような形で評価に結びつけていくかというのは、私達も本日の議論を踏まえて研究を続けたいと思っているが、配属庁会の中でも試行錯誤していくことになると考えている。

(戸倉幹事)

法曹倫理というのは、指導の目標として極めて重要な二本柱の一つであることは間違いないと思うが、これまでも議論の中でもこれを単独で評価することは非常に難しいという実感があったのだろうと思う。ところで倫理観を欠いた法曹は、いろいろな法的紛争を処理していく上で国民に弊害を及ぼすことになるのではないかという観点で問題にされているのだと思う。この点以前研修所教官をした経験に照らすと、事実調査能力、法的分析能力、事実認定能力、表現能力を評価する場合にも、どのような観点で事実を集め、どう評価するかという法曹としてのスキル中にも、やはリバランス感覚等の善

し悪しが出ていたように思う。倫理観に問題のある人というのは,経験から言っても,その影響が事実調査の結果とか法的分析の内容にはっきりと出てくるだろう。そのような意味で,この事実調査能力という評価項目は一見スキルに関するものではあるが,ある程度このマインドという部分もかなり織り込んでやってきたというのが評価の実情ではないかと思う。

先ほど宮川委員が言われた手法は,あくまで最終的な評価をする前提としての技術的なチェックシートのようなものであるかもしれないが,しかしそれがそのまま成績評価ということになっているわけではないのだろうと思う。そのような意味で,この四項目の評価の中に,法曹としての必要な倫理についての評価は反映されていて,これまでも大体問題なく評価されてきたのではないかと理解している。

(白木委員)

私も戸倉幹事の意見とほぼ同じで、本委員会で、当初スキルとマインドについて議論したときに、その場合のマインドというのは必ずしも倫理面の問題だけではなく、委員長はリーガルマインドと表現していたが、まさにそのことだろうと思う。そうすると、この法的分析能力、あるいは事実認定能力、表現能力、あるいは事実調査能力についてもリーガルマインドというのが評価に当然入っていると理解していた。したがって、これらが全部スキルだけでマインドが入っていないのではないかという考えには賛成しかねる。倫理面等の評価をどうするのかというのは、かなり困難な面はあるのではないかと思う。特に集合修習などでそのような倫理面を評価するというのはまた別の弊害が出てくるかもしれないという気もするので、この現状のようなところでもよいのではないかと私は考えている。

(高橋委員長)

現在,二つの点が議論になっているように思う。第一に,2ページの2(5)の成績評価についてだが,従来「スキルとマインド」と言われていた不可分

なものを技術的な成績評価という観点で表現した場合,東京弁護士会の方法 も具体化の一つであるが,結果としては本資料のようなものになるのだろう, というのが大方の意見かと思う。第二に,裁判,検察,弁護の各記載のトー ンが違うという点であるが,司法修習生の中には誤解する人もいるかもしれ ないので,表現を少し事務当局で検討していただきたいというのが大方の意 見かと思うが,どうか。

(林幹事)

指摘のとおり、この要綱の策定過程の中でも5科目の表現が若干食い違っていて、同じことを表現したいのに別の表現をしている部分がある。実質的な内容に関しては異論が出ていないようなので、本日の議論を踏まえて、誤解のない形で正確に伝えるという観点から、司法研修所内部でもう一度表現を検討したい。

(宮川委員)

今のことに関連するが,第一に,これまで成績評価に関しては,指導要綱には定められていなかったと思うが,今回なぜ指導要綱に載せることにしたのか。第二に,表現の点で考慮いただきたいのだが,3ページの3の実務修習について,裁判,検察,弁護の記載のバランスが取れていないように感じる。更に,分野別実務修習が中心と言っていながら,集合修習の弁護の記載の方がより充実しているようだ。

第三に、司法修習の根本理念の部分を指導要綱とし、細目的な教育手法に関する部分は別途準則のようなものをつくるということだが、4ページの3(3)に「各実務修習の指導の詳細は別に定めるものとする。」とあり、これは検討中なのだと思うが、集合修習についても同様な記載をした方がよいのではないか。集合修習については要綱自体にかなり詳しく書かれているようで、この点もバランスがとれていないように感じる。

(林幹事)

第一の成績評価の記載に関しては、分野別実務修習について、従前の6段 階評価を4段階に改めるという重要な点があり、要綱に記載することとした ものである。

第二,第三の点については,実質に関わる話になるので,指摘の内容を司法研修所内部に伝え,検討したい。

(高橋委員長)

資料36については基本的には了解し,本日の議論を踏まえた検討を含め, 具体的な制定作業を最高裁判所び司法研修所で進める,ということでよいか。 (出席委員全員)

了承

ウ 資料37について

(酒巻委員)

6ページの別紙の4「配属庁会が共同で提供するプログラム」の(1)の 模擬裁判だが,本日配布された幹事会(第12回)議事概要に,法科大学院 における模擬裁判との違いが分かるような表現とする,という意見があった との記載がある。長い法曹養成過程の中で,法科大学院で,実務修習で,そ して刑事については集合修習でも模擬裁判を行うことになる。何回も行うこ と自体に反対する訳ではないが,その場合には,それぞれの過程で,どのよ うな特色の模擬裁判なのかということを強く意識して行うべきだろう。

また,同(2)の過疎地における支部修習については,このような場所での弁護士の活動,そして,対応する裁判所の支部の実情を修習する機会を設けることは非常に重要なことだと思う。ただし,林幹事の説明のように,弁護士会の方で提供するプログラムに裁判所及び検察庁が協力する形がよいのではないかという印象である。

(宮川委員)

選択型実務修習は実務修習の中の一つであるから、法科大学院教育や集合

修習のような座学的なことが多くを占めるということにならないように配慮していただきたい。この中に講義やゼミナールという記載があり、また、模擬裁判等のシミュレーションは、酒巻委員が言われたように、それまでの過程で相当程度積み上げてきていることなので、できるだけ生きた事件の中で学んでいくようにしていただきたい。それを前提として、ある法廷技術、尋問技術に特化した模擬裁判を実務庁会で行うというような試みについては、否定すべきであるとは思わない。

(高橋委員長)

それでは,若干記載場所を変える等の修正はあるが,基本的には資料37 に沿ってガイドラインを定めるということでよいか。

(出席委員全員)

了承

エ その他全般

(高瀬委員)

選択型実務修習は非常に新しい試みであり、実際に行われたことが次の期のフィードバックになるということであるが、それに加えて、司法修習生の立場から考えると、修習中の段階でのフィードバックをどうするかについても検討しておいた方がよいのではないか。初めての試みの中で、いろいろなことが起きて、それにより被害を受けるのは恐らく司法修習生である。次の期に改善するのはもちろんだが、それでは司法修習生にとっては回復の機会がない。選択型実務修習の途中で、司法修習生の意見や要望を、例えば1年目だけは例外的に何か特別な方法で受け入れられるようにしておいた方がよいのではないか。

(相良委員)

貴重な指摘であるが,選択型実務修習の期間そのものが短いという点があり,また,一つのプログラムが長いものでも1か月で,その中で問題が起き

たときに,すぐ変えていけるかどうかという点は若干心配である。実際には, 実施の場が各庁会,全国で分かれることになり,東京や大阪等の大きい庁会 は小回りはきかないであろうが,小さな庁会の場合,常に司法修習生と連絡 が取りやすく,微調整等は比較的容易にできるのではないかと考えている。 指摘の点については留意していきたい。

(宮川委員)

弁護士会では、現在も、弁護修習の途中で司法修習生の感想を聞くとともに弁護修習を終えた段階で、司法修習生にアンケートを出して、修習についての感想、要望、改善すべき点についての意見等を聴取して、それらを踏まえて改善を図る、ということを行っている。新修習については、その点をさらに充実していくことが考えられている。高瀬委員が指摘された司法修習生の側からの意見のフィードバックについては、現状の延長線上で相当程度図られていくと思う。

ところで、3000人時代には、これまでの司法修習生とは違った、多様な人達を迎えることとなるのではないか。したがって、そのような多様な人材を教育する我々の側の意識改革という問題も考えなければいけない。倫理教育が大切だと言われるが、実際には、これまで我々実務家は、組織的・体系的に倫理教育を受けたことはなかった。大学法学部あるいは大学院レベルでも、法曹倫理あるいは弁護士倫理の演習を行っている教員はごく少数であった。司法修習でも前期修習及び後期修習に1回ずつ倫理に関する授業が行われるにすぎない。弁護士についてみると、依頼者に対する忠実義務・誠実義務、それから利益相反、真実義務などについて、さまざまな事例を素材にしながら、双方向、多方向でディスカッションし、かつ、ディスカッションの前提としてこれまでの判例や懲戒先例を読んだり文献を読んだりして勉強するような経験はなく、弁護士倫理全体を体系的に学ぶことはなかった。しかし、各法科大学院では、少なくとも2単位はそのようなカリキュラムを

設けて学ばせている。そのようなプロセスを経た人達に対し、司法修習段階で倫理教育をどのように行うのであろうか。我々は経験に基づいて彼らに伝えられることはあるが、理論的に、あるいは体系的にそれを教えるということは相当困難を伴うのではないか。

新しい司法修習生は、行政法の授業を受け、公法という試験科目の中でテストも受け、行政法についての基礎的な素養は一応身に付けてくる。他方、実務法曹で行政法の素養を有する者はわずかである。行政法上の課題を含む事件に一緒に取り組むときに、彼らと的確にディスカッションできるか、不安があるのではないか。行政法に限らず、多様な学びをしてきているという点ではこれまでの司法修習生とは異なった人たちを迎えることになるのであって、そうした事態に対応した心構え、教える側の学びの再構築ということを、これから考えていかなければいけないのではないかと思う。

(鎌田委員)

弁護士会の提供する選択型実務修習の全国プログラムが,現在のところ, 渉外事務所,知的財産等を専門とするいわゆる大手事務所のものということ だが,現在でも,大手事務所はいわゆるサマークラークを行ったり,大学からのエクスターンシップを受け入れたりしている。また,就職内定が我々が 想像する以上に早い。現行試験でも10月か11月に発表があって12月までに採用が決まっている事務所がある。法科大学院でも,まだ卒業生は出ていないが,成績優秀者は大手事務所に内定をもらっていて,このような事情が研究者養成に非常に大きな障害になっているという現実もある。そのような中で,実務修習の最後の選択型実務修習の全国プログラムが大手事務所の ものだけとなると,どれだけ成果があるか。また,既に他の場所に就職の決まっている人たちには実際の事件に触らせにくいということも出てくるので,そのような現実の司法修習生のあり方,不可測の部分が多いが,そのような状況になるであろうということを予想した上で,弁護士会として最後の 段階でさらに付け加えるものとしたら何を修習させたいか,もう少し積極的なプログラムが出てきてもよいのではないかということを,要望として申し上げておきたい。

(3)今後の予定等について

第11回の委員会の期日(平成18年3月17日午前10時)及び第13 回の幹事会の期日(平成18年2月17日午前10時)が取消しとなった。

第11回の委員会は,新司法修習実施前に開催することとされた。

7 報告

林幹事から,第58期司法修習生の後期修習の実施結果,第59期司法修習生の実務修習の状況,第60期司法修習生の採用申込状況,平成17年度司法修習生指導担当者協議会及び新司法試験の実施について報告がされた。

(以上)